

命を守る 住宅用火災警報器

設置してますか？点検してますか？



鹿児島県内すべての住宅に住宅用火災警報器が義務付けられています。

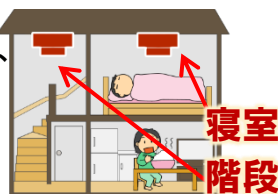
平成23年6月1日から令和7年6月1日で**14年**が経過しました。

※ 住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで火災を検知しなくなることがありますので、機器本体を取り替えましょう。

■設置する場所(例)

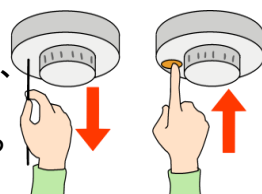
設置が必要な場所は、
寝室・階段等※です。

※階段は、寝室が2階以上
にある場合に必要です。



■点検方法

ひもを引っ張ったり、
ボタンを長押しすると、
音声などで正常に作
動するかどうかを知ら
せてくれます。



WITH
THE
KYUSHU

九州一斉

住宅用火災警報器普及啓発キャンペーン実施中！

【お問い合わせ】大隅曾於地区消防組合

予防課 099-482-5577 曾於消防署 099-482-0559 末吉救急分駐所 0986-76-9119
財部分署 0986-72-0119 志布志消防署 099-472-0119 大崎分署 099-476-0119

【後援】

FDMA 消防庁
消防 庁
Fire and Disaster Management Agency

